

2023（令和5）年度
筑波大学教職課程に関する自己点検・評価結果

1. はじめに

2023（令和5）年度の自己点検・評価結果を、以下に報告する。「筑波大学教職課程に関する自己点検・評価実施方法」に基づき、「筑波大学教職課程に関する自己点検・評価項目及び評価の観点」並びに「筑波大学教職課程に関する自己点検・評価項目に対応する評価ルーブリック」を作成し、その上で自己点検・評価を行った結果である。

なお、評価は、点検・評価項目及び観点に関するルーブリックに基づき3基準（E=Excellent, M=Minimal, D=Defect）の評価を行った。

2. 自己点検・評価結果

(1)教育理念・学修目標

(1)－①教員の養成の目標及び目標を達成するための計画の策定状況

2023 年度評価：E

評価理由：

全学学群教職課程委員会が2019年度に策定した指針「筑波大学が目指す教職教育」において、「教員養成の理念・目標」が明示されている。また、学士課程の五つの教育目標に対応する「養成する教員像」が五つの側面から示され、その達成のための計画が「学士課程における教職課程の内容及び特色」、「学士課程における教職教育の質保証」及び「教職課程の履修方法」として明示されている。本指針は筑波大学公式 Web サイト (<https://www.tsukuba.ac.jp/education/ug-courses-tt-programs/>)内「教職課程」ページにおいて公表され、学生に周知されている。

(1)－②教員の養成の目標及び当該目標を達成するための計画の見直しの状況

2023 年度評価：E

評価理由：

一人一人の学生が教職課程での学修を通じて得た学びの成果は教職履修カルテへの記入（冊子への記入とオンラインでの記入の両方）により学生本人、及び担当教員が把握できる体制となっている。教職履修カルテは教員による確認が定期的に行われ、指導に活用できている。法令に準じた教職課程の再課程認定を受け、社会状況、教育環境の変化に応じた教職課程上の計画を更新しているほか、コロナ禍での教職課程のあり方を定期的に議論し、オンラインによる授業運営の対応、対面授業への復帰等、効果的な授業運営が行えている。

(2) 授業科目・教育課程の編成実施

(2)－①教育課程の体系化・編成状況

2023 年度評価：E

評価理由：

法令に準じて教職課程は体系的に編成されている。学士課程教育と並行して教職課程教育を学生が適切に履修できるよう、時間割編成上で、教職必修科目と学群・学類専門必修科目とが同一曜時限に設定されないような調整が、グローバル教師力開発推進室により毎年行われている。これにより、法令及び教員の養成目標及び当該目標を達成するための計画に対応した必要な授業科目が開設され、適切な役割分担が図られている。

(2)－②教職課程の授業科目の実施に必要な施設・設備の整備状況

2023 年度評価：E

評価理由：

ICT 環境、模擬授業用の教室等、時代に応じた教員養成に必要とされる教育環境は学内施設として整っており、効果的な授業実施を担保している。教職関連図書は、蔵書数 250 万以上を有する大学附属図書館に十分に所蔵されているほか、グローバル教師力開発推進室（教職サポートルーム）に検定済教科書（中高各教科、複数出版社）、教員採用関連情報誌、教職関連資料がそろえられ、希望する学生、及び授業担当者が閲覧、活用できる環境が整っている。

(2)－③ ICT の活用指導力など、各科目を横断する重要な事項についての教育課程の体系的性

2023 年度評価：E

評価理由：

筑波大学の総合智教育の一部として全学共通科目群「情報」が設定されており、1 年次に「情報リテラシー（講義）」（1 単位）、「情報リテラシー（演習）」（1 単位）、「データサイエンス」（2 単位）の 3 科目が開講されている。それらの履修により、学生にはコンピュータによる情報処理やインターネットの基本概念の理解、コンピュータを利用した基礎的な情報利用・共有・発信技術の修得、統計学・データ工学の基礎の習得、データサイエンスの反復的実践経験の機会が提供されている。また、教職科目として「情報通信技術を活用した教育の理論と方法」（1 単位）が 3 年次に開設されており、情報通信技術を効果的に活用した学習指導や校務の推進のあり方を理解し、また情報活用能力や情報モラルの育成のための指導法を検討する機会が学生には提供されている。こうしたことから、ICT 活用指導力や情報リテラシーの向上に資する科目が適切に配置され、各科目間の役割分担が適切に図られていると言える。

(2)－④教職課程の学びの質保証のための取り組み（キャップ制等を含む）

2023 年度評価：E

評価理由：

学生には、初年次に『履修要覧』、及び全学共通ガイダンス、学群新入生オリエンテーションを通じて、1 単位あたりの学修に関する理解を深める機会を提供している。また、1 年間に履修登録できる単位数の上限 45 単位について理解する機会を提供している。ただ、教職科目の履修登録は 45 単位に含まれないこととなっているため、初年次に開催される教職ガイダンスにおいて、教職科目における 1 単位あたりの学修についての理解を促す説明を行い、適切な履修計画を行うよう意識づけを行っている。

(2)－⑤教職課程の充実・見直しの状況

2023 年度評価：E

評価理由：

教職課程の各科目について授業評価アンケートを実施し、各教員が学修成果を把握し、また担当科目を振り返り、改善に繋げられる仕組みを備えている。授業評価アンケートの実施とその結果を受けた各教員の授業改善については、「筑波大学が目指す教職教育」（全学学群教職課程委員会、2019 年度策定）において「学士課程における教職課程の内容及び特色」として明記、公表している。自己点検・評価はグローバル教師力開発推進室により行われ、その結果をふまえて教育課程の充実、見直しを今後行う予定である。

(2)－⑥個々の授業科目の到達目標の設定状況

2023 年度評価：M

評価理由：

教職課程再課程認定に際し、すべての授業科目の到達目標が、法令、教員の養成の目標及び当該目標を達成するための計画、学習指導要領及び教職課程コアカリキュラムへ対応する形で設定されている。ただし、シラバスの項目として、到達目標が教職課程コアカリキュラムに対応していることを明記する項目が設定されていないため、厳格な管理という点で課題を残している。

(2)－⑦シラバスの作成状況

2023 年度評価：M

評価理由：

教職課程再課程認定に際し、教員の養成の目標及び当該目標を達成するための計画と授業科目との関係、授業科目の目的と到達目標、内容と方法、計画、成績評価基準、事前学修と事後学修の内容等がシラバス上で明確に記載されていることを点検した。完成年度まで

申請したシラバス内容を変更しないよう、グローバル教師力開発推進室を通じて担当教員に周知されている。ただし、上記の項目の記載について、組織的に点検し、場合により改善を求める体制は整っていない現状にある。

(2)－⑧アクティブ・ラーニングやICTの活用など新たな手法の導入状況

2023 年度評価：E

評価理由：

教職課程上、特に「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」において、アクティブ・ラーニングの手法を取り入れた、主体的・対話的で深い学びを目指す授業が見られる。3年次（標準履修年次）に開設されている「情報通信技術を活用した教育の理論と方法」（1単位）では、ICTを効果的に活用した学習指導や校務の推進のあり方の理解、情報活用能力や情報モラルの育成のための指導法の検討を内容としており、授業時に受講生がパソコンを使用することとなっている。

(2)－⑨個々の授業科目の見直し状況

2023 年度評価：M

評価理由：

教職科目の全科目において授業評価アンケートを実施している。授業担当者は、アンケート結果を踏まえて個々の授業科目の充実を図る機会が提供されている。ただし、評価を受けての改善案の報告等を科目担当者に求めるような組織的な対応はなされておらず、課題を残している。

(2)－⑩教職実践演習及び教育実習等の実施状況

2023 年度評価：E

評価理由：

教職実践演習は、8月から9月にかけて、講義及び演習の形で大学教員が担当して行われている。教育実習事前指導は3月下旬に行われ、大学教員を司会としたシンポジウム、大学教員、茨城県教育庁職員、附属学校教員による講義、附属学校教員による教科別指導を内容としている。教育実習事後指導は、6月～7月、及び10月、11月に大学教員を担当として行われ、グループセッションを通じて各人の実習における学びの認識を深めている。

(3) 学修成果の把握・可視化

(3)－①成績評価に関する全学的な基準の策定・公表の状況

2023 年度評価：E

評価理由：

成績評価の基準は筑波大学学群学則第 35 条及び筑波大学学群試験実施要項において定められており、学生には『履修要覧』の項目「7. 成績」において、評語、評点の対応関係、GPA 制度の説明を含め提示されている。『履修要覧』は筑波大学公式 Web サイト内「学群教育」ページにおいて公表されている。

(3)－②成績評価に関する共通理解の構築

2023 年度評価：E

評価理由：

同一名称の授業科目を複数の教員が分担して開講している科目は、担当教員同士での連携を求めるとともに、シラバス作成において「筑波大学：シラバス作成のためのガイドライン」(2019 年 3 月 学群教育会議及び大学院教育会議承認、筑波大学公式 Web サイト内「教学マネジメント」ページにて公開)の「(5) 成績評価方法」のガイドラインに沿った成績評価を求めることによって、成績評価の平準化が図られている。

(3)－③教員の養成の目標の達成状況(学修成果)を明らかにするための情報の設定及び達成状況

2023 年度評価：E

評価理由：

教員の養成の目標の達成状況を明らかにするための情報は、筑波大学公式 Web サイト内「教職課程」において、「卒業生の教員免許状の取得の状況に関すること」及び「卒業生の教員への就職の状況に関すること」として公表している。教職課程履修者に対しては、入学時の教職オリエンテーションにおいて、履修カルテとその活用についてのガイダンスを行い、4 年間を通じて記入、活用することを適宜指導し、自らの教職課程の達成状況が意識できるような指導を行っている。

(3)－④成績評価の状況

2023 年度評価：E

評価理由：

筑波大学学群学則第 35 条及び筑波大学学群試験実施要項において定められている成績評価の基準に基づき、また「筑波大学：シラバス作成のためのガイドライン」(2019 年 3 月 学群教育会議及び大学院教育会議承認、筑波大学公式 Web サイト内「教学マネジメント」ページにて公開)の「(5) 成績評価方法」のガイドラインに沿った成績評価方法等をシラバスに明記することを各授業科目担当者に求めている。これにより、各授業科目の到達目標に照らして定量的又は定性的に達成水準を明らかにし、厳格に評点・評語に反映することができている。また、公正で透明な成績評価という観点から達成水準を測定する手法やその配点

基準がシラバスにあらかじめ明確に記されている。

(4)教職員組織

(4)－①教員の配置の状況

2023 年度評価：M

評価理由：

教職課程認定基準（平成 13 年 7 月 19 日教員養成部会決定）で定められた必要専任教員数を充足している。教職課程認定基準は、度重なり改正が行われているが（最新は平成 29 年 11 月 17 日一部改正）、その都度点検をし、必要に応じて修正を図って、適切に対応をしている。小学校教諭、中学校教諭、高等学校教諭、特別支援学校教諭、養護教諭の各免許状において、学生が所定の単位を取得して、希望する免許状を取得できるように、必要専任教員の配置は十分に行われている。

(4)－②教員の業績等

2023 年度評価：E

評価理由：

授業担当者が当該科目を担当するに相応した研究業績を有している。退職及び異動に伴って、授業担当者が交代になる場合には、その都度新しい授業担当者の業績等の確認を行い、教職課程認定の変更届を提出して対応している。また、学校現場等での実務経験を有する者が、教職課程もしくは学生の指導に関われるように継続的に工夫をしている。例えば、教育実習事前指導においては、附属学校教員の協力を得て、授業づくりや生徒指導に関して学生の指導に関わるような取り組みを行っている。このように、授業担当者の研究業績、さらには、授業担当者の実務経験等を考慮して、教職課程の充実に努めている。

(4)－③職員の配置状況

2023 年度評価：E

評価理由：

教職課程を適切に実施するため、事務組織を設け、必要な職員数を充分配置できている。具体的には、社会連携課教職教育担当として、常勤及び非常勤の事務職員を十分に配置して、教職課程の全体を、グローバル教師力開発推進室並びに全学学群教職課程委員会と協力しながら適切に運営するとともに、適宜各学群・学類に対応する支援室に配置された事務職員と連携を図って、教職課程の充実に努めている。

(4)－④FD・SDの実施状況

2023 年度評価：M

評価理由：

教職課程を担う教員及び事務職員として望ましい資質・能力を身に付けさせるためのFD・SDが実施されている。2023年度は、中学社会及び高校地歴・公民の免許状に関して「教科に関する専門的事項」を担当する授業担当教員、さらには学群・学類を担当する事務職員を対象とした「教科に関する専門的事項の授業設定のあり方と授業の進め方」に関するFD・SDを実施した（2022年度は中学理科・高校理科に関して同種のFD・SDを実施した）。筑波大学では、複数の学群・学類が個別に各免許状の設定を行なっているため、同一の免許状に関して学群・学類間で継続的に情報交換を行わないと、さまざまな課題が生じる可能性がある。この課題を解決すべく、2022年度・2023年度には、特に学群・学類間の調整が必要である理科と社会科教科（社会科、地理歴史科、公民科）に関して集中的に、教職課程の在り方についてのFD・SDを行なった。2024年度以降もこのFD・SDを継続させるとともに、適宜教職課程全体のFD・SDも実施する予定である。

(4)－⑤授業評価アンケートの実施状況

2023年度評価：M

評価理由：

授業評価アンケートが実施されている。筑波大学では、教育情報システム「TWINS」を活用して継続的に授業評価が実施されているが、教職科目のすべての科目もこれを利用して、授業評価アンケートを実施している。ただし、個々の授業科目の担当者が授業の省察を行える、FDとして効果的なアンケートとなるためには課題を残している。この課題を解決するために、今後は授業評価の効果的な活用に関するFDを実施することが必要になる。また、これとは別に、教育実習に関しては教育実習事後指導の際に授業評価アンケートを実施して、教育実習に関わる課題等を析出するとともに、次年度に向けて適切な対応が取れるように検討を重ねている。また、学生が教育実習に際して、それまでの教職課程の授業において何を必要と感じているのかについての情報を授業評価アンケートより抽出し、特に「各教科の指導法」及び「教育の基礎的理解に関する科目等」を担当する授業者にフィードバックして、授業改善に役立ててもらっている。

(5)情報公開

(5)－①学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第172条の2のうち関連部分、教育職員免許法施行規則第22条の6に定められた情報公表の状況

2023年度評価：E

評価理由：

法令に定められた情報公表が学外者にもわかりやすく適切に行われている。筑波大学の教職科目に関するサイト（<https://www.tsukuba.ac.jp/education/ug-courses-tt-programs/>）

には、「筑波大学の教職課程における教員養成の状況」が設置され、そこで教育職員免許状施行規則第 22 条の 6 に規定する情報が、第 1 号関係から第 6 号関係まで全て公開され、学外者に対して説明されている。

(5)－②学修成果に関する情報公表の状況

2023 年度評価：M

評価理由：

大学が必要な資質・能力を備えた学生を育成できているかどうか、エビデンスとともに説明している。学修成果に関しては、教職科目以外の科目と同様に、成績評価の基準を筑波大学学群学則第 35 条及び筑波大学学群試験実施要項において定め、学生には『履修要覧』の項目「7. 成績」において、評語、評点の対応関係、GPA 制度の説明を含め提示している。また、学生に対しては、学修成果の情報公表を行い、教職科目の履修状況を常に確認するように促している。一方で、学修成果に関する情報の一つと考えられる教員就職者数の公表に関しては、現在準備中で公表に至っておらず、課題が残されている。

(5)－③教職課程の自己点検・評価に関する情報公表の状況

2023 年度評価：E

評価理由：

根拠となる資料やデータ等を示しつつ、自己点検・評価の評価報告書を公表している。報告書はグローバル教師力開発推進室の HP にも公開しており、学外者に対してわかりやすい情報公開に努めている。また、同 HP には、グローバル教師力開発推進室並びに全学学群教職課程委員会の取り組みを随時公開している。この取り組みそのものが、教職課程の自己点検・評価に関する情報公表の取り組みであると考えられる。

(6) 教職指導（学生の受け入れ・学生支援）

(6)－①教職課程を履修する学生の確保に向けた取組の状況

2023 年度評価：E

評価理由：

教職課程に関する情報提供が積極的に実施されている。かつ、教職課程履修開始時・開始後の各段階で、教員の養成の目標に照らして適切に学生の適性や意欲を確認している。具体的な取り組みとして、全学学生を対象とした教職ガイダンスを、年度当初に 1 年生向けと 2 年生以上向けに分けて実施している。特に前者では教職課程全体について丁寧に説明をして、専門科目の履修に支障をきたさない形で教職課程を履修することができることを理解してもらっている。また、各学群・学類の 1 年生向けガイダンスでも全学ガイダンスと同様に教職課程について説明を行い、1 年生担任を中心に、教職課程履修者に対しては個別面談

を適宜実施して、教職課程を履修する学生の確保に向けた取り組みを実施している。

(6)－②学生に対する履修指導の実施状況

2023 年度評価：E

評価理由：

必要な体制や施設・設備を整えた上で、個々の学生の教職に対する意欲を踏まえつつ、学生に教職課程の履修に当たって学修意欲を喚起するような適切な履修指導が行えている。このために重要となるのが、履修指導にあたっての履修カルテの活用だが、次年度の開始時にはこれを必ず提出させ、各学群・学類の教職担当教員がすべての履修カルテを点検し、授業の振り返りが不十分な学生、また、教職科目の履修状況が芳しくない学生に対しては個別面談を行うなど、丁寧な履修指導を徹底している。また、履修カルテに限らず、教職課程の実施に困難を抱える学生に対しては、クラス担任教員や教職担当教員が随時面談を行い、学生の教職に対する意欲を喚起する取り組みを実施している。

(6)－③学生に対する進路指導の実施状況

2023 年度評価：E

評価理由：

学生に教職への入職に関する情報を適切に提供するなどの、学生のニーズに応じたキャリア支援体制が構築されている。筑波大学ヒューマンエンパワーメント推進局キャリア支援チーム（旧就職課）と協力して、教職に関する情報提供を行うとともに、適切に進路指導を行なっている。また、学内に二つの教職サポートルームを設けて教職に関する進路指導を行うとともに、グローバル教師力開発推進室に個別相談の窓口を設置して、電子メールを通じて学生の相談に対応している。さらには、筑波大学の同窓会組織「茗溪会」と連携を図り、教職に関する説明会を実施したり、教員採用試験の対策講座を行ったりするなどのサポート体制の整備を図っている。

(7)関係機関等との連携

(7)－①教育委員会や各学校法人との連携・交流等の状況

2023 年度評価：E

評価理由：

教員の採用を担う教育委員会や各学校法人と適切に連携・交流を図り、教育課程の充実や学生への指導の充実につなげることができている。茨城県教育委員会では、教育公務員特例法（昭和 24 年法律第 1 号）第 22 条の 3 第 1 項の規定に基づき、「茨城県公立の小学校等の校長及び教員の向上に関する指標」を作成するとともに、令和 5 年 2 月にそれを改訂した。この策定過程にグローバル教師力開発推進室の教員も参加し、「採用時の姿」の指標に教員

を到達できるよう、筑波大学の教職課程の内容を合わせる努力を行なっている。また、茨城県教育研修センターの実施する「いばらき輝く教師塾」や、つくば市教育委員会の実施する「つくば未来塾」に対して学生の参画を促し、各教育委員会と連携を図って、教員養成に努めている。

(7)－②教育実習等を実施する学校との連携・協力の状況

2023 年度評価：E

評価理由：

教育実習を実施する学校と適切に連携・協力を図り、実習の適切な実施につなげることができている。学生の教育実習先は、「母校」「附属学校」「(大学近隣の) 協力校」の三つがあるが、このいずれにおいても、実習前、実習中、実習後の各段階において密接に連絡を取り合い、もし緊急に対応しなければならない事態が発生した場合には、関係する教員が直ちに実習校を訪問し、課題の解決を図るなどの対応をしている。また、近年では配慮を必要とする学生が教育実習に参加するようなことが生じているが、これに関しても、事前に実習校に相談をして、学生の配慮状況等をお伝えした上で、学生には教育実習に参加させている。

(7)－③学外の多様な人材の活用状況

2023 年度評価：M

評価理由：

学外の諸機関との連携の下、教育課程を充実するための学外の多様な人材を事務経験のある教員又はゲストスピーカー等として活用している。教職課程の授業に、教育委員会の職員や附属学校教員、近隣の中学校及び高等学校の教員をゲストスピーカーとしてご参加いただき、授業の充実に努めている。特に、教育実習に関わる授業では、その取り組みが顕著である。ただし、教員以外の社会教育施設職員や NGO・NPO の関係者など、ゲストスピーカーの実践が偏っているところに課題が残されている。

3. おわりに

全般的に、筑波大学教職課程の企画・運営は順調である。しかし、より良い教職課程を実現するための課題は残されている。2023（令和5）年度の自己点検・評価を終え、筑波大学教職課程の今後の課題を、二点から述べることにする。

第一に、FD・SD に関することである。必ずしも全学的に教職課程の理解が浸透しているとは言えない。教員も職員も、教職課程の担当者が変わるたびに、一時的にはあるが、トラブルが発生するのが現状である。この課題を解決するためには、これまで以上に FD・SD を充実させ、多くの教員・職員に教職課程の理念と方法を理解してもらうことが必要になる。

第二に、情報公開に関することである。現状では、最低限の情報公開に留まっており、よ

り積極的に筑波大学教職課程の現状を社会に伝えていくためには、さらなる工夫が必要とされる。特に、筑波大学の教職課程を履修して教員免許状を取得した学生が、卒業・修了後にどのぐらいの程度で教職に就いているのかに関する情報が不足しているため、関連する情報には不十分なところも見られる。情報収集方法を再検討し、情報の精緻化に努めたい。

2024（令和6）年3月

筑波大学グローバル教師力開発推進室